

第1634回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年5月26日
自	14時15分
至	16時20分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公開 —

(議決事項)

第2号 令和6年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書
の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第7号 5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について
（総務課）

第8号 令和6年度（令和5年度実施）島根県公立学校教員採用候補者
「特別選考試験」の結果について（学校企画課）

第9号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

_____ 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第3号 令和6年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

_____ 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第1号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）に
ついて（教育指導課）

_____ 以上資料により協議

(報告事項)

第10号 いじめの「重大事態」発生報告書について（教育指導課）

第11号 いじめの「重大事態」発生報告書について（教育指導課）

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高宮副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題
清水(慎)総務課調整監	公開議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
岡田学校企画課長	公開議題
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題
小林教育指導課長	公開議題、協議第1号、 報告第10号、第11号
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題、報告第10号、第11号
八束特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題
新田世界遺産室長	公開議題
池淵古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐々木総務課課長補佐(人事法令)	全議題
原田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 14時15分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田 委員	

— 公 開 —

議決第2号 令和6年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

○小林教育指導課長 令和6年度使用の県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお願いをする。

それでは1の2ページを御覧いただきたい。1点目、採択の基本方針についてお諮りする。（1）について、関係法令については、1の4ページでまとめているので、御確認いただきたい。（2）について、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているため、校長の意見を聞く。すなわち、学校に選定を希望する教科書の一覧を提出させて、教育委員会の責任において採択をすることとしている。

2点目、採択基準についてお諮りする。教科書の採択は、「高等学校用教科書目録」に記載されている教科用図書のうちから行う。目録は文部科学省の検定に合格した教科書が教科別に一覧になっている。高等学校は多様な科目が設定されているため、教科書が発行されていないものもある。その際は、一般図書等から適切な図書を採択することとしている。

3点目、採択の観点についてお諮りする。採択は、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。

4点目、採択に係る留意事項についてお諮りする。（1）では、学校の特色や生徒の実態に合った教科書の採択のためには、各学校の教員及び教育委員会事務局の指導主事が、教科書研究の充実に努めなければならない。（2）では、過去に教科書発行者による教科書採択の公正性に疑念を抱かせる行為が相次いだことを受け、教科書採択にあたって、より一層適正かつ公正な採択が確保されるよう各校への指導を徹底しなければならない。以上2点を留意事項として挙げている。なお、教科書等の著述、編集作業に関わった教員の教科書選定への関わり方については、（2）公正確保の徹底を要請するとともに、該当教員の報告を依頼している。

5点目 採択の手続きについてお諮りする。各高等学校では、教科書会社から届いた教科書見本を参考に今後、①から⑥の手続きを経て教科書採択を行っていく。①今回お諮りした採択の基本方針を踏まえ、各学校は教科書見本を参考に教科書研究を進めていく。なお、平成29年度から教科書選定の公正性を確保するため、各学校において校長を

委員長とする教科書選定委員会を設置することとした。各学校は、この教科書選定委員会での審議を経て、使用教科書を選定し、選定理由を明らかにして、7月7日までに、教育委員会事務局教育指導課に採択希望を提出する。②教育委員会事務局教育指導課では、指導主事を中心に調査研究を進め、主として、教育課程との整合性等を専門的見地から審査する。③この審査を経て、必要に応じて学校に対し、指導助言を行う。その後、校長は選定に変更があれば、教育委員会事務局教育指導課に採択希望を再報告する。④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で概要を報告する。⑤教育委員会会議で了承を得られたら、⑥採択結果については、9月に各学校に対し通知する。以上である。

○八束特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部用教科書の採択方針について御説明する。

1 採択の基本方針については、高等学校と同じである。

2 採択基準は、まず、最初に説明をするが、特別支援学校高等部用教科書については、個々の生徒の障がいの状態や発達段階に合わせて、個々の生徒、それぞれで設定をすることになっているので、この採択基準についても、「高等学校用教科書目録」のみならず、「中学校用」「小学校用」、そして「特別支援学校用小・中学部用」そして、「島根県教育委員会選定一般図書一覧」こちらの方に掲載されている図書のうちから行うこととしている。なお、「一般図書一覧」に追加して掲載する図書については、島根県教科用図書選定審議会の答申を受けて選定することとしている。

一部、一般図書はこういうものですよというものを持ってきたが、こうした書店によくある絵本のようなものである。こちらのほうは写真付きとか休憩の仕方などを特別支援学校の子どもたちにもわかりやすいように表したり、こちらの方は、身だしなみを写真などで見せていくというような、こういう教科書を使って子どもたちが学習をしているということである。

3 採択の観点だが、こちらについては、生徒の発達段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮したうえで、厳正に行うこととしている。

4 採択に係る留意事項については、高等学校と一緒である。

5 採択の手続きについて高等学校と違うところだけ御説明するが、①のところ、校長は採択の基本方針を踏まえ、各学校で十分な検討の上、使用教科用図書を選定し、次年度採択希望を教育委員会事務局へ報告するとしている。高等学校のところでは、各学校で

教科書選定委員会を設置するとしているが、先ほど申したとおり特別支援学校の場合は、個々の生徒に合わせるということなので、まずは担任が選び、そして教務等で確認し、校長が最後に決定するという形をとっているのです、ご承知おきいただきたい。そして、図の一番下のところに※として、新入生用については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択するとしている。

○生越委員 疑問であるが、定時制、通信制も同じテキストを使うのか。それと、宍道高校は、日本語を母語としない生徒さんが通っているが、その生徒さんの教科書採択についてはどうなっているのか伺いたい。3つ目は、特別支援学校は特別支援学校の規定で、教育委員会が採択した教科書ということで一覧があるが、なぜ特別支援学校に一覧があるのかという疑問がある。例えば、個性に応じたものだったら、この中に入っていないテキストが良いというのものもあるであろうし、選択する可能性があってもいいではと思ったので伺ってみたい。

○小林教育指導課長 基本、高等学校用教科書については、科目別に教科書が定まっているので、原則、教科科目に沿った形で教科書を採択していくということになる。そこで日本語指導が必要とされる宍道高校定時制生徒についてだが、特に設定科目があるものについては、別途教科書に相当するものを採択していると聞いている。それから、その他日本語に問題がある、日本語指導が必要とされる生徒については、詳しいところはこれから少し調査して、改めてお答えさせていただければと思う。

○八束特別支援教育課長 先ほど御質問いただいた件であるが、私が説明で漏らしていた。2の採択基準のところの下に、「ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、「教科書目録」等に登載されている図書以外の図書を採択する」とある。こういった形で、学校の方から選定されたものが挙がってきた場合は、教育委員会の方で調査研究して、教科書として適合するか、そういったものを研究したうえで、採択するという形を取っている。

○河上委員 昨今のデジタル化の導入に伴い、デジタル教材の図書の選定、また、教材の導入については、県は検討されているのか。

○小林教育指導課長 現状をいうと、デジタル教科書というのは、各教科書会社、まだ各教科・科目出そろっていない状況である。県下の状況を聞くと、指導者用のデジタル用教材を採り入れている学校はあるが、現在のところ、高等学校については、従来の紙の教科書が中心というか、その紙の教科書で採択をしているという状況である。

○池田委員 科目ごとに教科書を選ぶということになっていると思うが、各学校で、科目ごとに選ぶとなると、7月上旬までにということで、先生の負担というのはどうか。

○小林教育指導課長 各学校で、選定委員会を設けていただいております、場合によっては、学校によっては、各教科教員が1人しかいないという状況があるが、必要に応じて、県教委の方から指導・助言をしながらということである。負担がないとは言えないが、やはり計画的に各学校で委員会を開いていただく。その前段として、各教科会等で慎重に審議をしていただいているという状況である。

———原案のとおり議決

報告第7号 5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○今岡総務課長 5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症法への対応について御説明をする。

資料は2ページをお願いする。まず1であるが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂が行われ、4月28日付で、各都道府県教育委員会あてに通知があったところである。

2の県立学校における対応の概要についてであるが、改訂された国のマニュアルに示された対応のポイントとしては大きく2点ある。（1）平時から求められる感染症対策と（2）感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策が示されたところである。

（1）平時から求められる感染症対策としては、5類移行後においても感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立可能な対策については継続して実施することが有効との考え方から、①から④に掲げる基本的な対応が示されるとともに、⑤その他1ポツ目のマスクの取扱いについては、着用しないことが基本とされている。

（2）感染症流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策としては、地域や学校において感染が流行している場合などには、①一時的にマスクの着用を促す②授業や学校行事、部活動などの活動の場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間の身体的距離を確保することとなっている。これらについて、1の2つ目のポツに戻るが、県立学校に対しては、国のマニュアルで示された対応を基本とするよう、同日付で通知し周知を図ったところである。一方、特別支援学校につい

ては、それぞれ学校の状況も大きく異なることから、マニュアルどおりの一律の対応ではなく、学校医や主治医の意見を参考にしながら、状況に応じた対応とするように周知をしている。なお、この通知については、1の3ポツ目にあるように、市町村教育委員会のほか、総務部を通じて私立学校、また、政策企画局を通じて国立学校等へも情報提供をしている。

○朋澤委員 2点教えていただきたい。2の⑤のところのその他で、マスクについては着用を求めないことが基本とあるが、実際このようになって、学校の子どもたちの様子について、ほとんどの子がしなくなったような感じがするとか、動揺しているとか、何か情報があったら教えていただきたい。2つ目に(2)に、感染流行時にとあるが、感染が流行しているという目安が何かあるか。

○徳永保健体育課長 まず1点目の、5類移行後のマスクの着用の状況であるが、各市町村に問い合わせたところ、外し始めたというところもあり、まだ半数以上が着けているという市町村もあり、様々な状況であった。その後、校長先生と一緒にいる機会があり、聞いたところ、そこに同席された方々は着けている子が多いように見受けているということであった。ただ、求めないことが基本となる、個人の判断でということであったので、子どもたちが自分たちで選択できるように、先生方も外す方がおられたり、中には着用される方もおられたりということで、選びやすいような状況を作るように工夫されていると聞いている。2点目が感染流行時というところだが、国の方からは、明確にこの基準というのは示されていない。健康福祉部感染症対策室に聞いたところ、現在は、平時の状態だと聞いている。感染流行時になる前に、学校がそうなったときにきちんと判断ができるように、教育委員会の事務局の中で、どういった基準にして学校が判断すれば良いかということとは、検討して、流行時になる前までにお示ししたいと思う。

○朋澤委員 学校によって、着けている・着けていない先生、着けている・着けていない子と様々で、これは、今移行時なのだろうなと思いながら見させてもらっているが、自分で判断するという一番大変と言え大変な状況の中、子どもたちがどのように判断していくのだろうかと考える。自分で自分の健康を守るとか、まわりの状況を見て判断するとか、一つの学習の機会かと思ったりして。先生方も様々なので、どんな基準なのかと思いながら見させていただいている。

○河上委員 先ほどのマスク着用のことに関連してだが、個人の判断、あるいは家庭の判断でということであるが、今日実際ここに来る際にも、高校生がテニスをしている姿を見

たが、みんなマスクをしてテニスをしていた。今、暑くなってきて、熱中症なども増えているときに、マスクを着用したまま、生徒同士の距離を保ちながらだが、テニスまで着けてしていたというのはびっくりした。たまたまだったかもしれないが、生徒同士、あるいは保護者もそうだが、正しい判断ができるような最新のコロナに対する情報の提供を学校の方からするべきではないかというご指導をお願いしたい。また、基礎疾患を持つ生徒、また、十分な配慮が必要な生徒さんに対して、マスクの着用の有無によって差別とかいじめなど、誹謗中傷等の対象にならないような十分な配慮も注意が必要だと思うので、そういった点でも改めて御指導をお願いしたい。

○徳永保健体育課長 先ほど、委員がおっしゃったような内容も、国のマニュアルが5月8日以降改正されたが、そのあたりの内容の記載もされているので、学校に伝える際にポイントというところは、お示しをしているところである。屋外のテニスの子どもたちが、マスクを着けていたということだが、学校の方からは、このマニュアルに沿った形で指導がなされていると思うが、子どもたちが、周りが取らないから自分も取らないといった状況があるというふうに聞いている。これから暑くなるので、先般、熱中症の危険性というところの通知をした際に、そこも含め、適切な指導をということでお願いをしているところである。学校のほうでも、暑くなれば、自然に取る子も増えるのではないという御意見もあったので、そのあたりは状況を見ながら、また声かけをしていきたい。

○池田委員 今、県総体が行なわれていて、応援とか大声出して良いとなったけれども、先ほど感染流行時が地域ごとと言われたと思うが、その地域ごとの発生状況で、例えば、その大会が開かれている学校のある地域を、誰が、感染が流行している地域だからというのを発することになるのか。

○徳永保健体育課長 感染の状況については、健康福祉部の方で感染症発生動向調査という医療機関の定点観測を行って、地域ごとの流行状況というのを1週間ごとだと思うが、発表している。それとは別に、学校の方には、感染症、コロナだけではなくて、インフルエンザ等も含めて、欠席者や臨時休業の様子を把握できるシステムを県内の学校に入れており、そうした状況を日々チェックを入れている状況である。現在は、特段まとまった流行というのは確認されていないので、そうした状況をみながら、流行状態をいち早く把握できるよう現在努めている。

○野津教育長 私が昨日高校の校長から聞いたところ、マスクは7割ぐらい着けている。少しずつ、外し始めている。ただ、県総体が昨日から始まり、昨年コロナで出られなかつ

た部活は着けている。テニスだったり、外でやるものであっても、どうしても出たいので。それが個人の判断の一つである。総体が終わったら外すのではないか。暑さやまわりを見ながら。教員も見ながら生徒に対応するのではないかと思う。

——原案のとおり了承

報告第8号 令和6年度（令和5年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の結果について（学校企画課）

○岡田学校企画課長 資料3ページを御覧いただきたい。今月4日に実施した特別選考試験の結果について御報告する。本試験は、昨年度から導入し、昨年度2回実施したので、今回から2年目、3回目となる。

1 試験の目的であるが、中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を早期に確保するため実施するものである。

2 出願資格であるが、（1）島根県外の国公立学校で、正規教員として3年以上勤務している現職の者、（2）過去6年以内に、島根県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者、この（1）か（2）いずれかに該当し、希望する校種・職種の教員免許状を有する者。これが出願資格を有する者である。これら、目的及び出願資格については、昨年と同様である。

3 選考試験の内容等であるが、個人面接のみを内容としており、受験者1人当たり35分の面接を1回実施した。なお、東京会場も設定していたが希望者がなく、島根県教育センターのみでの実施となった。

4 選考結果を御説明する。（1）の表の受験者の列の合計の欄に記載しているが、合計21名が受験し、13名を合格とし名簿登載した。13名の大まかな属性について（2）に記載しているが、10名が県外の現職教員、3名が過去6年以内の元職である。元職のうち2名が県外、1名は本県での正規教員経験者である。現在、名簿登載者への意向確認を終え、全員から採用を受ける意思があるとの返答をいただいている。年度内採用の可能性を検討することを含めて、13人全員が採用に至るように丁寧に対話を進めていく。なお、参考として、これから7月、8月にかけて実施する一般選考試験の概要を記載しているので、後ほどお目通しいただければと思う。

○朋澤委員 年度内採用もあるということか。

○岡田学校企画課長 合格された中には、年度内採用が可能ではないかと思われる方もおられる。もちろん御本人の希望もあるが、現在、欠員が生じている状況であるので、可能性を探っていきたいと考えている。

○河上委員 年齢層は何歳ぐらいの方々が登載されているか。

○岡田学校企画課長 今、13人それぞれについて細かな数字を持っていないが、一番若い方では20代の方、一番上は40代以上もおられる。

○河上委員 受験された皆さんは、何の媒体を見て、この申し込みをされているのか。今後の参考になるかと思う。

○岡田学校企画課長 受験された方それぞれのいろいろな経緯でこの試験をお知りになり、例えば、高校時代の恩師から、こういう試験があるから受けないかと言われた方もおられる。また、大学時代の友人から、こういう試験があるがどうかと言われた方。また、御家族の方が島根に来られたときに、一緒に受験者の方も島根に来られて、その時に案内をみて知ったという方など様々である。今回、特徴的だったのは高校の恩師からという、そういったもともとの島根県内の繋がりから、人材の発掘に至ったという方が事例として出てきたということで、教え子の中で、他県で教員をやっている、この子は良いという方がいらっしゃれば積極的に声をかけて受けてもらうように先生方をお願いするなど、そういったアプローチも可能性があると思っている。

○河上委員 全国的に教員不足で、どこの自治体でも教員を取り合いになっているかと思う。できるだけ上手くそういった活用をしていただいて、まずは受験していただける数を増やしていただくような検討を今後していただきたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第9号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

○岩田地域教育推進室長 4ページをお願いします。公立高等学校における県外入学者の推移について御報告する。公立高等学校における県外入学者、いわゆるしまね留学については、県外生徒を受け入れることにより、県内外の生徒の間で多様な価値観が共有され、コミュニケーション力が培われるなど教育効果があることから、県内生徒への進路保障への配慮、寄宿舎など、受入れ環境を見据えながら、県外生徒の受入れを行っている。

1 しまね留学について、1つ目のポツであるが、令和5年度の県外中学校からの入学者が215名となり、学校単位では増減があるが、昨年度との比較で31名増えた。ポツの

2つ目、主な増加要因としては、県内の入学予定者数や寄宿舎の収容状況を考慮しながら、津和野高校、横田高校では、県外中学生の入学者枠を増やすなど、しまね留学推進校で積極的な県外生徒の募集を実施したことによるものである。また、令和3年度はコロナの影響でオンラインでの開催となった東京での合同説明会が昨年度は対面で実施され、今後の取組、魅力などを直接説明できたことも効果があったと学校から聞いている。次に、グラフの下のポツ3つ目であるが、県外の中学校からの生徒の主な出身地としては、広島県、山口県、大阪府、鳥取県、兵庫県が多く、地域別では中国、近畿、関東の順となっている。

2 しまね高2留学についてであるが、こちらのほうは将来的な関係人口として、地域との多様かつ継続的な関わりをもつことを期待して、国において「地方と東京圏の大学生・高校生交流促進事業」を創設されたことにより、県ではこの国の事業を活用して高校2年次の1年間を島根の高校で学んでいただくという制度になっている。今年度は大東高校、隠岐島前高校で、計2名の留学実績があった。昨年度より7名の減となっている。減少の要因としては、まず、高校2年次の1年間の留学であるので、在籍する高校と留学先の高校で、単位が履修できるのを確認しなければならない。この結果、令和4年度留学では、その教育課程の不一致がなく、応募できた生徒が13名であったが、今年度令和5年度留学生では教育課程の不一致がない者が5名と応募者が減少した。これに加えて、募集枠が1名の高校に、複数の応募が重なったことにより、昨年度より留学生が減となっている。

3 令和5年度の県外生徒募集の取組についてである。(1)しまね留学推進校による説明会である。ポツの2つ目の個別説明会は、先週の土曜日5月20日にオンラインで行った。県外中学の生徒、保護者が約50名参加されている。(2)一般財団法人地域教育未来化プラットフォーム主催の地域みらい留学に参加することとし、1つ目のポツ、こちらもオンラインで行われるが、県外生徒募集を行っている全国の高校約87校と島根の高校13校の合計約100校で合同説明会に参加する予定である。また、9月に東京都で行われる対面の合同説明会にも参加を予定している。そして(3)島根県に来てもらい、高校をめぐるバスツアーについて、江津工業高校・島根中央高校・矢上高校を回るコース、江津高校・津和野高校・吉賀高校を回るコース、三刀屋高校・情報科学高校を回るコース、この3コースで、7月、8月に実施したいと考えている。

○河上委員 非常にこの県外入学者受け入れが増えたということ、取組をされているということ評価する。卒業された生徒が、県内で進学や就職また、定住、Iターンに繋がっているかという、先の追跡調査というのはされているのか。

○岩田地域教育推進室長 県内の方での大学進学、あるいは就職というものも把握するようになっているが、今年度の卒業生、留学を終えた方、これは、これからの作業となってくる。また、そういったことを調べていきたい。

○池田委員 2であるが、内閣府が創設したという2年生の留学だが、全国的にはどの程度行われているか。

○岩田地域教育推進室長 こちらの方も全国で行われている。例えば、北海道の高校が留学生を受け入れていたり、石川県、三重県、高知県、宮崎県、こういったところで高校2年生の留学生を受け入れている。

○池田委員 4年間ということなので来年度までだと思うが、2年生にターゲットを絞っているということで、効果・ねらいがどういうことかということと、(3)バスツアーになぜ隠岐がないのかということを知りたい。

○岩田地域教育推進室長 国の方の資料をみると、高校に入られて1年過ぎられ、在籍校で学ぶ中で、外の空気を吸ってみたい。あるいは、地方の空気を吸ってみたい、そういった生徒がチャレンジできる、また、3年に在籍校に戻って、その1年の学びを活かして、次の進学、あるいは進路の方に活かしていただく。そういう制度というふうなことになる。2点目の、隠岐のツアーについては、来られるところの日程、泊数などを考慮しており、考えてみたいと思う。

○河上委員 先ほどの地域みらい留学の合同学校説明会等を主催されている地域教育魅力化プラットフォームという機関があるが、こちらとの連携は、県教委としてもされているか。例えば、民間のリサーチやコンサルティング会社と連携して、実際、その高校の魅力化の効果検証というのでもされているというデータが出ているようだが、そういった連携というのをどの程度検討されているのか。

○岩田地域教育推進室長 委員がおっしゃったとおり、高校魅力化アンケートのほうは、民間のコンサルティングのほうでやっている。この留学について、この広報などについては地域教育魅力化プラットフォームの支援をいただきながら、実施をしている。

○河上委員 地元の生徒たちへの影響というか、資質やコミュニケーション能力の向上とか、そういったのもデータ化されているようなことを、県として把握はされているか。

○岩田地域教育推進室長 県のほうも高校の校長先生の方から、例えば、英語のスピーチコンテスト等に、意欲の高い県外生が出ることによって、スピーチコンテストに向けての姿勢、そういったものが後輩にまで続いていく。そういった教育効果というのが、校長先生等々からお聞きしている。

○河上委員 ぜひ、そういった良い効果というのを情報発信していただいて、皆さんのそういった紹介、いい効果になるかと思うのでお願いしたいと思う。

○岩田地域教育推進室長 そういった留学生の声は、しまね留学ホームページで、実際に、そういった留学生の声、あるいは関わった先生方、そういった方の声を載せている。そういったことで、県外の留学生がこちらに来て学ぶといった選択肢が示せているのではないかと思う。

○河上委員 実際、ホームページを見させていただいて、いろいろ参考になる御意見等、拝見した。とても良いことばかり書かれているが、実際のところ、課題として何か挙がっているようなことも、あれば教えていただきたい。

○岩田地域教育推進室長 やはり、親元を離れ、来ていらっしゃる。そうすると病気的时候は、代わりに学校の先生方が見ていただいて、対応してくださっている。そういったところで先生方のご負担というところは課題というか、おかけしている。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第3号 令和6年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

協議第1号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）について（教育指導課）

———資料により協議

報告第10号 いじめの「重大事態」発生報告書について（教育指導課）

報告第11号 いじめの「重大事態」発生報告書について（教育指導課）

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時20分